

命を守るために ヘルメットの着用を！

※道路交通法の一部が改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者を対象に自転車ヘルメットの着用が努力義務化されました



令和7年4月1日
から開始

安全基準
に適合した

自転車用ヘルメット購入費用を 最大2,000円補助します

対象者

合志市在住で
18歳以下の
自転車使用者

※保護者の市税等の滞納がないことが条件です

ヘルメット

①令和7年3月1日以降に
新品で購入したもの

②以下の安全基準を満た
す認証マークのあるもの



申請方法

WEB申請または
市安全安心課へ

※必ず保護者が申請してください

WEB申請はこちら
(申請は4月1日
以降です)



市ホームページ

- ・2,000円未満の商品の場合、補助はその額が上限になります。
- ・対象者1人につき1回限りです。
- ・補助要件についての詳細は、ホームページをご覧ください。

申請手順

補助対象となる新品
のヘルメットを購入
し、領収書等を受け
取り

領収書、安全基準の
認証マークの写真等
を添えて申請
(WEBまたは窓口)

市より、「交付決定
及び確定通知書」を
郵送

指定口座へ補助金
を振り込み



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



出典:内閣府

自転車損害賠償保険等へ加入しましょう！

熊本県では、条例により**自転車損害賠償保険等への加入が義務**となっています。

県内でも自転車に関係する重大な事故が起きています。ひとたび事故の加害者となれば、高額な賠償金や裁判費用など、思いがけない負担が生じます。

自転車の利用スタイルに合わせて、自転車保険に加入し、万が一に備えましょう。

